

[事案 27-231] 通院給付金支払請求

・平成 28 年 9 月 1 日 和解成立

<事案の概要>

薬の服用日も通院日と扱うとすべきであるとして、通院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 6 月に契約したがん保険について、以下の理由により、通院給付金を支払ってほしい。

- (1) 被保険者は、病状から通院することが不可能な状態であるので、物理的な通院のみの文言に終始して支払いをしないのは不当である。
- (2) 薬の服用も通院として扱うべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 病院の説明によると、通院証明書の「通院日」に記入したマルはいずれも通院ではなく、薬の服用を記載したというものであり、支払事由の「通院」には該当しない。本件約款上、「通院していること」と定めている以上、通院の事実が支払いの要件となる。
- (2) 通院することと、処方された薬を服用することは明らかに別概念である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、被保険者の治療・療養の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張する通院給付金の支払いは認められないが、申立人の給付金請求書に付された「マル」が薬の服用日であることが判明した段階で、別途「通院」の意味を分かりやすく説明した上で、往診を含めた本件約款上の「通院」あたる事実がないか確認を求めた方が望ましかったといえる。したがって、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。